

# 2024 年 11 月期全塾協議会塾生議会定例議事録

2025 年 2 月 12 日

全塾協議会

全塾協議会塾生議会規則第 11 条に基づき、2024 年 11 月 30 日に開催された全塾協議会塾生議会定例の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。また、協議事項については発言録となっている。

全塾協議会塾生議会規則第 11 条に基づき、第 8 代塾生代表の署名を以て本議事録を公開する。ただし、当時の議長の署名が得られていないため、真正なものとして認められていない。当時の議長の署名が得られた時点で真正なものであるとする。

(署名)

第 8 代塾生代表

内田光紀

内田光紀

## 議事概要記録

名称	2024 年 11 月期全塾協議会塾生議会定例
場所	対面(日吉キャンパス 第 4 校舎 A 棟 J426 教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2024 年 11 月 30 日 12:30~15:00

### 塾生代表・塾生議員出欠席

	塾生代表	内田光紀
塾生議員	議長	亀井佑馬
		國武悠人
		坂本健斗

### 次第

項目	担当者
開会宣言	塾生代表 内田光紀
塾生代表挨拶	塾生代表 内田光紀
定足数確認	司会(中央機関広報部員)
配布資料の確認	
議長の確認	
議事	以下参照
連絡事項	司会
閉会宣言	議長 亀井佑馬

## 議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20241130-01	塾生議員 亀井佑馬	塾生議員就任予定者に係る議案	採決なし
20241130-02	塾生代表 内田光紀	中央機関業務報告	採決なし
20241130-03	塾生議員 亀井佑馬	塾生代表選挙結果報告	採決なし
20241130-04	塾生議員 亀井佑馬	塾生議会補欠選挙結果報告	採決なし
20241130-05	塾生議員 亀井佑馬	副議長の選出に係る議案	採決なし
20241130-06	塾生議員 亀井佑馬	全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案	可決
20241130-07	塾生議員 坂本健斗	全塾協議会塾生議会政策推進規則に係る議案	可決
20241130-08	塾生議員 坂本健斗	全塾協議会塾生議会規則に係る議案	可決(修正)
20241130-09	塾生議員 坂本健斗	全塾協議会塾生議会政策推進規則に係る議案	可決
20241130-10	塾生議員 内田光紀	2023年度全塾協議会決算に係る議案	可決
20241130-11	塾生代表 内田光紀	2024年度全塾協議会第一補正予算に係る議案	可決
20241130-12	塾生代表 内田光紀	全塾協議会塾生議会規則改正に係る議案	可決
20241130-13	塾生議員 亀井佑馬	塾生代表及び塾生議員補欠選挙実施時期に係る議案	可決

2025年2月12日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

亀井佑馬

(署名)

# 議事詳細記録

## 1. 開会宣言

塾生代表 内田光紀が開会を宣言した。

## 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 内田光紀が挨拶を行った。

## 3. 定足数確認

司会による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

## 4. 配布資料の確認

司会が、既に配布された資料の確認を行った。

## 5. 議長の確認

司会は、全塾協議会塾生議会規則 第3条に基づき、現在の議長が亀井佑馬であることを確認した。

## 6. 議事

### (1) 議長 亀井佑馬 塾生議員就任予定者に係る議案

議長 亀井佑馬：それでは1番項に移ります。塾生議員就任予定者に係る議案です。こちら記載の通り、総合政策学部2年坂本健斗くんを、10月7日に告示された塾生議員補欠選挙の開票の結果を受けて、塾生議員就任予定者として認めます。以上です。

本件に関しまして質問または意見等ある方いらっしゃいますか。特に意見質問等ないようですので坂本健斗くんの方に宣誓をお願いしたいと思います。坂本健斗くんよろしくお願いたします。

塾生議員就任予定者 坂本健斗：総合政策学部2年の坂本健斗です。公選者の宣誓に係る執行令の第3条に基づいて塾生議員の宣誓をいたします。私は全塾協議会の諸規定を遵守し、職務を忠実に遂行し、塾生自治の精神に照らし合わせ、全塾生の福利厚生に対し全力を尽くし、全塾協議会を発展させることをここに誓います。以上です。

亀井：ありがとうございます。

### (2) 塾生代表 中央機関業務報告

議長 亀井佑馬：2番項に移りたいと思います。担当者の方、説明をお願いいたします。

塾生代表 内田光紀：はい。2番項を提出させていただきました塾生代表の内田です。2番項に関しまして通常通りの中央機関業務報告となっております。まず執行令の制定から確認させていただきたいと思います。まず執行令の制定に関しまして新たに五つ制定をいたしました。そのうち四つは改正となっております。規程番号に係る執行令こちらは規則の規定番号を修正いたしました。また議事録作成に係る執行令に関しましては議事録の作成期限が3ヶ月後までとなっておりますものを公開期限3ヶ月後までに変更いたしました。

続きまして団体処分に係る執行令は、元々所属団体の主催行事において、極めて悪質な行動を取った団体に対し今後の全塾協議会が主催する行事に参加を制限するといった形をとっておりましたが、こち

らを全塾協議会の行事のみならず事業における対応に関しまして明記いたしました。続いて執行部事業費に係る執行令に関しまして、予算執行計画説明書こちらが公開されておられませんでしたのでこちらの掲載を義務化することによって、より透明性のある財務体制を構築していこうといった内容になっております。最後、新たな執行令である災害時対策予備費の支出等に係る執行令でございます。こちらに関しましては、災害発生時に被害を受けた場合未公認学生団体、公認学生団体が全塾協議会に対し、補償を求める制度の制定を行いました。財源に関しましては災害時対策予備費となっております。以上五つでございます。

続きまして、緊急執行に関しましては今月議会での該当はございませんでした。

続きまして人事は、部長以上の人事異動が2件ございました。また部長未満の人事異動に関しては19件行いました。

続いて、執行部規則第3条に規定する契約の締結に関しまして Adobe illustrator 3口と Adobe Photoshop 1口を契約いたしました。こちらは所属団体に対して貸し出すこと、および新歓実行委員会等また広報部等で使用することを想定して契約されたものでございます。

続きまして執行部則第9条に規定する指示監督および調査はございませんでした。

続いて、総務関係は以下の9項が行ったこととなります。議事録作成に関しまして7月日議事録は先月10月までの作成となっております。併せて8月期までの議事録に関しまして今回の議会までに公開されております。ただ、議長の確認が得られておりませんので7月期議事録および8月期議事録に関しましては、塾生代表、私の署名によって公開させていただいております。総務に関しては以上となります。

続いて財務部に関しましては、執行役員の方からご説明させていただければと思います。

執行役員 佐々木菜緒：財務担当執行役員の佐々木です。私から財務関係について説明をさせていただきます。主な内容に関しては、記載の通りとなっております。今回いいに関しまして特出すべき事項としては、所属団体の特別支出承認申請の確認について議会の方に承認一覧を提出させていただいているんですけども先月期議会が開催されなかったことを踏まえまして、9月期の塾生議会以降、議案終了時点のものから今日までのものを記載させていただいております。また全塾協議会の中央機関が支出している執行部事業費についても支出一覧をまとめさせていただきましたのでこちらについても資料を添付させていただきました。こちらをご確認ください。また財務会計システム「Kintone」の早期案内を開始いたしまして、所属団体に案内を進めております。こちら現在もご案内を進めている最中ではありますので、各所属団体の皆様で早期に導入したいという団体がいらっしゃれば、ぜひお声掛けをいただければと思っております。その他については、財務に関してはないので、以上とさせていただきます。

続きまして広報についても私が主幹を務めておりますのでこちらそのまま説明させていただきます。こちらについては、記載の通りではあるんですけども、インスタグラムの運用を全塾協議会として開始いたしました。こちらホームページでもご案内しておりますので皆様の方にフォローしていただければ嬉しいなと思っております。また所属団体の広報、あとは各種イベントの広報を行って特に芝共楽祭と三田祭を中心に行いました。その他中央機関のインタビューについても行っております。Webサイトのリニューアルを実施する予定としておりますので、こちらについてどういうふうな改善がいいんじゃないかという意見がございましたら、議員の皆様からお伝えいただければと思っております。プラス

で、ここでご案内にはなるんですけれども、12月3日の火曜日に、慶應義塾協生環境推進室とコラボとなりまして、協生環境推進ウィーク 2024 で、全塾協議会が企画を出展することになりましたので、こちらについても議会の方で報告させていただきたいと思います。大学と関わってイベントをすることはなかなか貴重なことになっておりますので、議員の皆さんにもご参加いただければと思います。また今回のこの内容については、やはり塾生議員の皆様が政策に関してかなりご協力をいただいた上で成り立っているものだと思いますので、全塾協議会中央機関執行役員としても感謝いたします。私から以上です。

内田：はい、ありがとうございます。続けて、情報関係に関しましては特に該当はございません。監査に関しまして報告させていただきまします。監査担当の執行役員がおりますのでそちらに説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

執行役員 宮下海：監査担当執行役員の宮下と申します。私から監査に関する報告を申し上げます。まず監査の実施に関して、補足資料として別途提出させていただいております。現状の監査報告について補足資料がございますので、そちらをご確認いただければと思います。また前回の塾生議会が9月に行われまして、約2ヶ月経ちまして監査の進捗が増えましたので、それに関して口頭でご説明申し上げます。9月から完了した団体としてはまず一つ目が文化団体連盟本部になります。減点数は86点です。続いて三田祭実行委員会こちらに関しても完了し、減点数は88点となります。続いて新歓実行委員会に関しては、2023年度の事業年度について減点数95点、2024年度の事業年度に関して1点となっております。続いて湘南学祭実行委員会に関して、減点数が338点となっております。矢上祭実行委員会に関して減点数207点となっております。最後四谷自治会に関して、減点数143点となっております。こちらで監査の報告を閉じさせていただきます。続いて財務管理の手引きの監査に関わる部分に関して改訂作業を行いました。また全塾協議会中央機関および所属団体に向けた表彰項目・表彰頻度の検討を行っております。こちらは中央機関監査部表彰課に関するものとなっておりますのでよろしくごお願いいたします。監査関係に関するご報告は以上です。

内田：ありがとうございます。法務関係に関しまして、該当事項はございません。また、政策推進管理に関しまして、先ほど執行役員の佐々木よりご説明がありました通り、12月3日に協生環境推進ウィークが予定されております。

続いて三田キャンパス関係に関しまして、西校舎学生団体ルームにおいて浸水被害に遭った団体との面談となっております。こちらは先日、三田の西校舎学生団体ルームにおいて浸水が発生しまして、そちらに関しまして被害を受けた団体との面談を行ったといった形になっております。その他キャンパスに関しましては該当事項ございません。

続いて、新歓の事業に関しましては秋新歓の振り返りを行っております。また春新歓に向けた準備を進めている最中でございます。続きまして選挙関係に関しましては担当の執行役員がいらっしゃいますので、そちらからご説明させていただければと思います。

執行役員 山本琉仁：はい、選挙事務担当執行役員の山本と申します。報告に関しましては、詳細な報告は亀井議長の方からの議案として出ておりますので簡易的なご報告にさせていただきますが、塾生代表選挙の実施および塾生議会補欠選挙の実施となっております。詳細につきまして議長からの報告議案の方、ご参照いただければ幸いです。以上となります。

内田：ありがとうございます。最後に、備品管理関係につきまして備品の貸し出しを行いました。芝

共楽祭に向けて芝学友会に対して貸し出しを行ったのが 1 件、また三田祭に向けて三田祭実行委員会に貸し出しを行いました。学生スペース関係に関しましては、報告事項はございません。以上で中央機関業務報告を終了とさせていただきます。何かご質問等ございますでしょうか？

亀井：國武くん。

塾生議員 國武悠人：私が議案で取り上げさせていただいていた女性限定の食事支援の問題について大学の当局の方から塾生の方々の気持ちをしっかり汲み取って、今後そういった検討を行っていきたいという気持ちを私が受け取りましたので各種調整をしてくださった執行部の皆様にまずお礼を申し上げます。またもう一点ですが、選挙関係で一応今回得票数の一位が岩切元議員であったわけですが私としては不成立とはいえ、票数がそこそこあったということで、何らかの役職に登用する考えというのはあるのかというところを 1 点質問させていただきたいです。

亀井：内田くん。

内田：はい。ご質問ありがとうございます。岩切くんに関しましては、今後執行部で執行役員として登用するかに関しまして議論を行った上で、就任していただくかどうかに関しましては決定していきたいと考えております。

國武：ありがとうございます。以上です。

### (3) 議長 亀井佑馬 塾生代表選挙結果報告

議長 亀井佑馬：塾生代表選挙結果報告になります。12 月 7 日に告示された塾生代表選挙につきまして、選挙管理責任者として結果を報告いたします。

開票の詳細になります。正規学部生総数…2 万 8529 人 投票の総数…1324 票 有効投票数…1294 票。こちらによりまして投票率が 4.54%となりましたので、全塾協議会選挙投票規則第 32 条第 2 項により、本選挙を無効のものとして認めます。選挙によって争われた選択肢別の投票数は資料の通りになります。選挙の結果、全塾協議会選挙投票規則第 33 条第 4 項の規則に基づき、本選挙における当選者は存在しないものと認めます。以上です。何か質問ご意見などある方いらっしゃいますか。

それでは選挙の詳細に関しまして報告書がございますので、こちら 4 番項の議案と併せて報告いたします。

まず塾生議会補欠選挙に関しまして、現状の塾生議会定数 5 人に対して現在 2 人であり、3 人足りない状況であるため、補欠選挙を実施いたしました。選挙管理主体は選挙管理局、責任者は私亀井です。本選挙における立候補者は坂本健斗くんです。公約など資料の通りとなっております。

同じく塾生代表選挙を実施いたしました。選挙管理主体責任者は、前述の通りです。本選挙における立候補者は、岩切太志くん、内田光紀くんの 2 名です。各候補者の公約などは資料の通りとなっております。

選挙間選挙日程に関しましては、記載の通りとなっております。

選挙結果に関しまして、まず補欠選挙は、正規学部生総数 2 万 8529 人、投票の総数が 722 票、坂本健斗くん 569 票、白票 133 票、無効票 20 票となっております。全塾協議会選挙投票規則第 43 条第 1 項に基づき、坂本健斗くんを塾生議員就任予定者と認めました。塾生代表選挙に関しましては、前述の通りとなっております。

広報に関しまして、K-Support を通じた広報を行いました。広報を行った日程回数などは記載の通りとなっております。SNS を通じた広報も行いました。こちらは全塾協議会公式 X、インスタグラム、ホ

ームページなどを通じて行っております。代表的な広報などは記載の通りになっております。また、例年通り、三田・日吉・SFCの各キャンパスに常時2から4本ののぼりを設置いたしました。

また、今回はSFCにおいてのみ投票案内所を設置いたしました。今回の選挙は全てGoogleフォームにて行っているため、投票の案内のみの業務となっております。しかしこちら開設場所およびその時間が十分には取れず、うまく機能したとは言えないものとなっております。運用方法に関しましては今後とも再考していく必要がありそうです。

またポスターの作成および掲示を行いました。こちら設置場所は資料の通りとなっております。ポスターの設置に関しまして、その様子など写真でも載せております。ご確認お願いいたします。

また横断幕の設置も行いました。日吉キャンパスにて写真の通り設置をしております。

また選挙の周知および投票の呼びかけのためのビラ配りも行いました。概要は資料の通りとなっております。しかしこちら各種イベントとの重なりもありまして、所属団体の協力を十分に得ることができず、配布部数の増加および規模の拡大は達成できませんでした。

また、討論会を選挙管理局主催で開催いたしました。概要および実績は資料の通りとなっております。しかしこちら当日、通信トラブルにより討論会の開始が大幅にずれ込んでしまいまして、討論会の実施時間が短くなってしまい、討論会としての本来の成果を十分に上げることができなかつたと言えます。

また各候補者による選挙運動も行われております。演説、チラシの頒布など記載の通りとなっております。

また、SNS等での選挙運動も行われました。こちら特定選挙運動と特定選挙運動割当機関の運用が初めてでありましたが、こちらは適切に各学生部との連携が行えたこと、そして候補者の要望通り十分に行えたということは一定の成果があげられました。一方で各候補者のSNSを含む選挙運動などが例年より活発ではなかったため選挙の盛り上がりへの寄与が足りなかつたと考えられます。

総括に移ります。まず過去最低の得票率となった塾生代表選挙は選挙管理局として不徳の致すところであります。選挙管理局として活動が十分でなかつたと同時に、有権者の意見として、選挙の争点がわかりづらかつたこと、各候補者の選挙運動が活発でなかつたことなどが今回の選挙の投票率の低さに表れたと考えております。また現職の塾生代表が得票率2位だったことも無視できる事実ではありません。選挙管理局としてだけでなく、全塾協議会全体として今後考えていく機会にするべきだと考えております。また塾生議会補欠選挙においては当選者が生まれ、議会運営が継続されたものの、塾生議員立候補者が想定より少ないことを鑑み、安定した議会運営を継続するためには議員定数の見直しも視野に今後の議会のあり方について現実的な検討を進める必要があると考えております。以上になります。

#### (4) 議長 亀井佑馬 塾生代表補欠選挙結果報告

議長 亀井佑馬：4番項は、塾生議会補欠選挙結果報告です。こちら先ほど述べた通りになっております。こちらに関しまして質問ご発言等ある方いらっしゃいますか。質問ご発言等ないようでしたら、第5番項の方に移りたいと思います。

#### (5) 議長 亀井佑馬 副議長の選出に係る議案

議長 亀井佑馬：第5番項は、副議長の選出に係る議案となっております。全塾協議会塾生議会規則第4条の規定により、以下の者を副議長に指名します。國武悠人くん、よろしく願いいたします。こちら指名を受けられますか。

塾生議員 國武悠人：はい。受けます。

亀井：はい、ありがとうございます。では本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。ないようですので、6番項の方に移ります。

#### (6) 議長 亀井佑馬 全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案

議長 亀井佑馬：6番項は、全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案となっております。先日行われました、塾生議会選挙におきまして、現状の選挙投票規則の不備を確認いたしましたので、下記の変更要旨に基づきまして改正素案を作成いたしましたので、ご確認よろしくお願いたします。変更要旨は、番号のずれを解消したこと、立候補時の特定選挙運動実施の有無の申告を撤廃したこと、特定する選挙運動の届け出において実施キャンパスの第2希望以降の届け出も可能となるように変更したことの以上3点となっております。本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、ではないようでしたら議決に移りたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致で可決されました。しかし本件議案は、規則の改正に係る事項でございますので、全塾協議会塾生議会規則第8条第2項にて塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表、本議決に対し、再議の要請をされますか。

塾生代表 内田光紀：再議の要請はいたしません。

亀井：ありがとうございます。それでは本件は終了といたします。

#### (7) 塾生議員 坂本健斗 全塾協議会政策推進規則に係る議案

議長 亀井佑馬：続きまして7番項に移りたいと思います。担当者の方説明をお願いいたします。

塾生議員 坂本健斗：はい。塾生議員の坂本健斗です。全塾協議会塾生議会政策推進規則に係る議案として以下の内容を提出させていただきたいと思います。議決案としては第2条第1項9号を新設するといった内容でその文章としては、塾生に対する能動的な意見集約を行うことといったところを議決案にさせていただきます。

理由としては全塾協議会がより多くの塾生の意見を積極的に反映することが重要だと考えております。つきましては、いずれ塾生を対象にした世論調査などを検討する上でこの議決案をとることで意見集約について検討するといったことを規則の中に盛り込ませていただきたいと思います。と思っています。

亀井：はい。ありがとうございます。それでは本件に関しまして、質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、内田くん。

塾生代表 内田光紀：はい。ありがとうございます。世論調査に関して一つお伺いしたいです。世論調査というものに関しましては、どのようなことを対象にした世論調査等を行っていく想定でこちら立てたのかをお聞きしたいです。

亀井：はい。坂本くん。

坂本：はい、ありがとうございます。こちらについては想定としているのは Google フォーム媒体で世論調査を行うということを想定しておりまして、現在以前の議員だったり岩切くんがヒアリングを行ったりといったところで、全塾協議会側が塾生の意見を集約するっていうことだったり、意見箱を設置しているだったりといったところで、システムが整いつつある中で、1回全体に対して、塾生全員に対して広く意見を出せる場というのをつくることで、いずれはその世論調査の結果を白書だったり、レポートだったりというところにまとめて実際にオフィシャルで塾生がどのようなところに課題点を感じて



いるのかといったところを明確にするといった目的を立てたいなというふうに考えております。

亀井：はい、ありがとうございます。他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。ないようでしたら、議決に移りたいと思います。本件に関しまして賛成の方、挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。しかし、本件議案は塾生議会規則第 8 条第 2 項に該当いたしますので、塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表本議決に対し再議の要請はされますか。

内田：再議の要請は致しません。

亀井：はい。全会一致で可決されました。

#### (8) 塾生議員 坂本健斗 全塾協議会塾生議会規則に係る議案

議長 亀井佑馬：続きまして第 8 番項に移ります。担当者の方ご説明をお願いいたします。

塾生議員 坂本健斗：塾生議員の坂本健斗です。第 8 番項に関しましては全塾協議会塾生議会規則に係る議案として提出させていただきました。議決案としては第 6 条第 5 項を新設するといったところで、全塾協議会第 8 条第 6 項における「塾生議員および塾生代表については、全塾協議会選挙投票規則により選出された就任予定者を含むと解釈する」といった文言に改正する議案を提出させていただきます。理由としては、現行規定で就任予定者を定足数内であると別の文書で認めているものの、議案提出を可能とする文案がないためこの文書を提出させていただきたいと思います。以上です。

亀井：はいありがとうございます。本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、内田くん。

塾生代表 内田光紀：こちらに関しまして、5 項を新設となっておりますが、こちらは、新設する内容に関しましては、どうなっておりますでしょうか？その下に書かれている文章としては、就任予定者を解釈するといった、以前私が提出させていただいた議案の内容だと思うのですが、条項に関しましてはどのような形になっておりますでしょうか？

亀井：はい、坂本くん。

坂本：おそらくこれ誤植で新設ではなく、改正ですかね。すみません。ちょっと確認をさせていただきたいです。

亀井：一点質問なんです、この新設する条項の中身はこの下に書いてあるもののだとして、全塾協議会第 8 条第 6 項というのは全塾協議会規約第 8 条第 6 項ということでよろしいですか。誤植ということでもよろしいですか。

坂本：はい、それで間違いありません。

亀井：ではこちら第 6 条第 5 項を全塾協議会規約第 8 条第 6 項における「塾生議員および塾生代表については、全塾協議会選挙投票規則により選出された就任予定者を含むと解釈する」という文言で新設するというところで大丈夫でしょうか？

内田：はい。

亀井：他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、内田くん。

内田：新設する条項に関しましてどのような形になるのか改めて明確に坂本議員に示していただきたいと思います。

亀井：他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。では私から、解釈するという文言が不要だと思うので、「就任予定者を含む。」で規則の内容としては大丈夫だと思います。

坂本：今、亀井さんのおっしゃる通り、チャットに「含む。」で収めたものを送信いたしました。

亀井：はい、内田くん。

内田：こちらの議案に関しまして執行部より1件ご提案させていただきます。こちらに関しまして新たに条項を新設するとなると規約との相互干渉になってしまったり、あるいは、他の条項にも関わってしまうというところで、第6条の議案提出に関しましても、第7条に定める「塾生議員(塾生議会選挙の直後に行われる塾生議会にあっては、全塾協議会選挙投票規則第43条第1項または第2項の規定により決定された当選者を含む。)」との文言を準用できる解釈とする、といった形にして、今回議決を取るといったことをご提案させていただきます。詳細な文言については後ほどチャットで送らせていただきます。いかがでしょうか？

亀井：はい。ありがとうございます。はい坂本くん。

坂本：はい。今の通りで問題はございません。

亀井：はい。ありがとうございます。まとめますと、規約・規則を改正するのではなく、今後議案の通りの解釈をするという議決をこの議会で取る、ということで間違いはないですかね。文言をチャットの方をお願いいたします。

内田：解釈の文言に関しましては、坂本議員より元々ご提出いただきました「全塾協議会第8条第6項における～解釈する」までを議決文の内容としたいと考えております。改めてお願いいたします。

亀井：はい、ありがとうございます。「全塾協議会規約第8条第6項における塾生議員および塾生代表については、全塾協議会選挙投票規則により選出された就任予定者を含むと解釈する。」という文言で議決を取りたいと思いますが、他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。ないようですので議決に移らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます。全会一致で可決されました。

#### (9) 塾生議員 坂本健斗 全塾協議会塾生議会政策推進規則に係る議案

塾生議員 坂本健斗：9番項に関しては全塾協議会塾生議会政策推進規則に係る議案として提出させていただきます。議決案としては第2条第1項の10号を新設するという形で「慶應義塾内の一貫教育校との連携を検討すること」といった文言を追加することを議決案として提出させていただきます。理由といたしましては現在全塾協議会で慶應義塾の一貫校と連携を図るといったことは特段にしていなくても、多くの学生が学部に進学するということを踏まえると、身近なキャリアである大学生の様子を説明するという協力や連携をすることに対して、この場で見解をとった上で議決に移りたいと思っております。具体的な協力と連携の形につきましては、主に二つ考えております。

一つ目は、全塾協議会が一貫教育校の生徒と大学の学生の交流のハブになるといったところの連携です。例えば一貫教育校の生徒が実際に学部選択をする際に、大学で現在オフィシャルで行われているのは懇談会だけですけれども、それ以外の学生との交流の場がないといったところもあるので、そういったところのサポートに全塾協議会がハブとして参加をするといったところが一つ。

二つ目が生徒会です。一貫教育、主に中高・中等部・普通部・志木校だったりといったところの生徒会組織と全塾協議会の機能が似ているといったところも踏まえて、生徒会と連携をしていけたらいいのではないかなというふうに考えております。以上です。

議長 亀井佑馬：本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：こちらの内容に関しまして「生徒会との連携」を挙げていただいたと思うのです

が、具体的に生徒会とどのような形での連携をすることを想定されていますでしょうか？

坂本：生徒会に関しては明確なものが今定まってないんですけども、全塾協議会といった慶應義塾を総括している名前を冠としているところだったり、中高生もちろん幼稚舎生・初等部生も含めて塾生っていったところで、その塾生代表というふうな機能を有している以上、それぞれの中高の自治組織と何かしら連携を取る体制が整っているという状況は必要かなと思っています。具体的にはこちらから介入をすることは想定していなくて、向こう側から大学の力を何か必要とする場合に、そこのハブとして機能するようなものを想定しています。以上です。

執行役員 佐々木菜緒：改めて確認させていただきたいんですけども、慶應義塾内の一貫教育校というものはホームページに含まれているような一貫教育校の定義で間違いないですかね。

坂本：僕の認識としては幼稚舎初等部中等部普通部、SFC 中高・志木校・塾校・女子高の学校であると認識しています。

全塾協議会という組織がカバーできる範囲が大学だけという点に疑問を感じていて、全塾協議会というふうな名前なのであれば、慶應義塾に所属する教育機関、すなわち中高一貫校と連携する体制を整えた方がいいのではないかなというふうに考えての提出です。

亀井：他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。ないようでしたら、議決に移りたいと思います。では賛成の方挙手をお願いいたします。はい。本件は全会一致により可決されました。しかし、本議案は第全塾協議会塾生議会規則第 8 条第 2 項に該当いたしますので、塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表、本議決に対し再議の要請はされますか。

内田：再議の要請はいたしません。

亀井：ありがとうございます。塾生代表が再議に付さないと判断したため、本議案は成立いたしました。

#### (10) 塾生代表 2023 年度全塾協議会決算に係る議案

塾生代表 内田光紀：こちらに関しましては 2023 年度全塾協議会決算に係る議案となっております。全塾協議会は 9 月締めを採用しておりまして、2023 年度が 9 月に終了いたしましたので、こちらの議案を提出させていただきました。なお、2024 年度以降に関しましては、3 月締めを採用する事が既に決まっておりますので、また 2025 年の 3 月に 2024 年度決算をご提出する予定であると報告させていただきます。内容に関しましては添付資料をご覧ください。

執行役員 佐々木菜緒：こちら財務担当執行役員および財務部長として補足させていただきたいと思います。今回のこの議案については全塾協議会規約第 3 章第 8 条第 9 項に決算を認定する旨がありますので、これに基づいて認定させていただきたいと思っております。また資料について補足いたしますと、記載の通りではあるんですけども、会計を統合したことによって制度変更に伴う収入が今回イレギュラーに発生しているということと、2023 年度自治会費交付金追加交付の方で、国際関係会に 80 万円追加で支出する予定だったんですけども、予算案の承認の段階でもう少し協議が必要だということで、1 回これについてはなしということではないんですけども、この期間には振り込めなかったもので、2023 年度会計の中ではゼロとなっておりますということを補足させてください。

議長 亀井佑馬：ありがとうございます。では議決に移りたいと思います。本件に関しまして認定に賛成される方は挙手をお願いいたします。全会一致で可決されました。

### (11) 塾生代表 2024 年度全塾協議会第一補正予算に係る議案

議長 亀井佑馬：続きまして、第 11 番項に移りたいと思います。担当者の方ご説明お願いいたします。

塾生代表 内田光紀：はい。こちらに関しましても私が提出した事案となります。2024 年度全塾協議会第一補正予算案となっております。こちらに関しましては補正箇所に関しまして記載の通り三つほど変更させていただきました。詳細な内容に関しましては、添付の資料を確認いただければと思います。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。では、本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、佐々木くん。

執行役員 佐々木菜緒：はい。こちらについても補正させていただければと思います。先ほどの 10 番項において、国際関係会の 80 万円の振り込みについて説明させていただいたんですけれども 2024 年度の会計の方で振り込ませていただきたいと考えておりますので、2023 年 6 月期の塾生議会の決定に基づいてこちらは交付を決定しておりますので、2024 年度会計で改めて振り込みを行わせていただくという形にさせていただきたいと考えております。執行部事業費の変更については主な額面の変更は特にございません。項目について少し形状の不備がありましたので、そちらを修正したという形になっております。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。僕から一点だけ、この新入生のパンフレット代が贈答品費から印刷費に変わった理由は何かありますか。はい。佐々木くん。

佐々木：はい。こちらについては、かねてより贈答品費と計上すること自体がどうなんだろうという議論は、執行部の中であつたんですけれども、先日塾長面談であつたり、センター長面談をさせていただいた際に、やはり贈答品費という項目ではなくて印刷費の方で計上していただきたいと大学の方からも要望がありましたので今回このような形で計上させていただきました。所属団体のパンフレット・ビラ代に対しては、今現状としては贈答品費という扱いにさせていただいているんですけれども、その大学の要望もありましたので改めて協議を執行部の方でも重ねさせていただいて、2025 年度会計で変更する可能性があるかなと思います。

亀井：はい、ありがとうございます。他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですかね。はい。それでは議決に移りたいと思います。本件に関しまして、賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。しかし、本件議案は塾生議会規則第 8 条第 2 項に該当いたしますので、塾生代表に再議の方も確認したいと思います。それでは塾生代表本議決に対し再議の要請はされますか。

内田：再議の要請はいたしません。

亀井：ありがとうございます。塾生代表が再議に付さないと判断したため、本件は議決されました。

### (12) 塾生代表 全塾協議会塾生議会規則改正に係る議案

塾生代表 内田光紀：改正といった議案になっておりますが、内容自体は新設となっております。先々月に行われました議会におきまして、塾生議員の皆様にご意見をいただいた陳情制度に関しまして、新たに新設したいといったものとなっております。内容としましては、塾生が何か塾生議会において発言であつたり、要望といったことを塾生議会の場において発言した場合、塾生議員 1 人の紹介をもって、塾生議会で発言ができるといった内容となっております。こちらは規約に明記されている塾生からの議

案提出とはまた異なったものとなっておりますので、そのところをご確認いただければと思います。

議長 亀井佑馬：ありがとうございます。では、質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい。坂本くん。

塾生議員 坂本健斗：この議決案の下線で示すように改正するという文言のところは、特に関係なく、改正後丸ごとこの文章が追加されるという認識であってますか。

内田：大変失礼いたしました。私の議案の不備でございます。改正後は新たに第18条が新設されるといった認識で大丈夫です。

亀井：他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。では、賛成される方は挙手をお願いいたします。本件は全会一致により可決されました。しかし、本件議案は塾生議会規則第8条第2項に該当しますので塾生代表に再議の方も確認したいと思います。それでは塾生代表本議決に対し再議の要請をされますか。

内田：再議の要請は致しません。

亀井：塾生代表が再議に付さないと判断したため、本件は成立いたしました。

### (13) 議長 亀井佑馬 塾生代表及び塾生議員補欠選挙実施時期に係る議案

議長 亀井佑馬：13番項としてただいま追加いたしました、塾生代表選挙および塾生議員補欠選挙実施時期に係る議案について取り扱いたいと思います。

内容ですが、10月7日に告示された塾生代表選挙及び、塾生代表議決選挙において塾生代表選挙が不成立になったことおよび塾生議員が定員数に満たなかったことを受けまして再選挙および補欠選挙を行う必要がありますが、今回塾生代表選挙が過去最低の投票率になってしまったことを受けまして、選挙管理局や議会内でも投票率向上の施策を時間をかけて検討する必要があると考えております。また、この後すぐ12月に選挙を行いますと投票期間が休校期間とかぶってしまうこと、また年明けとなるとまた春休みにかかってしまうことなどを受けまして選挙の時期を2025年5月とすることを提案いたします。こちら以上になります。こちら質問や発言等ある方いらっしゃいますか。はい。内田くん。

塾生代表 内田光紀：はい。こちら内容というよりは結審に関しまして質問なんですけど、こちらは、この選挙の時期を2025年5月することをすることというのを議決事項にしたいといった認識でお間違いないでしょうか。

亀井：はい。そうですね。間違いありません。

内田：ありがとうございます。

亀井：他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。ないようでしたら、議決に移りたいと思います。では賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。

## 7. 連絡事項

塾生代表 内田光紀：皆様ありがとうございました。連絡事項というよりは再度のご連絡となります。12月3日に全塾協議会と協生環境推進室のコラボということで、火曜日の4限の時間帯に日吉にてご講演およびボッチャの体験といったことが行われますので、議員の皆様にもぜひ周りにお声をかけていただければと思っております。全塾協議会としても、今後大学との関係性を築く上での大切な機会となっておりますのでぜひお願いいたします。私からは以上です。

## 8. 閉会宣言

議長 亀井佑馬が閉会を宣言し、閉会した。